

議案第13号

山陽小野田市教育支援委員会の委員の委嘱等について

山陽小野田市教育支援委員会規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市教育支援会の委員を委嘱し、又は任命すること。

令和6年5月23日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

- 1 委嘱又は任命される者
別紙名簿のとおり（1人）
- 2 任期
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱及び任命の理由
1人が異動したため

【参考】

山陽小野田市教育支援委員会規則（抜粋）
（委員）

第2条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校長代表
 - (2) 特別支援教育担当小中学校教員代表
 - (3) 医師
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。